

セルフメディケーション税制に係る証明書のご案内

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（注1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にスイッチOTC医薬品（注2）を購入した場合に、その年中に購入した合計額が1万2千円を超えると、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除できるものです。

（注1） 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（注2） 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

セルフメディケーション税制の内容

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う方 【一定の取組】：特定健康診査、予防接種、定期健康診断、がん検診 等 |
| 対象期間 | 平成29年1月1日 から 平成33年12月31日 まで |
| 控除対象費用 | 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入費 スイッチOTC医薬品（Over The Counter Drug）とは、医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用されたものです。 対象医薬品については、レシート等にその旨の記載があり、また、対象医薬品に変更が生じることがあるため、厚生労働省ホームページにおいて2ヶ月に1度情報を更新することとしています。 |
| 控除額 | 12,000円を超える額（ただし、88,000円が上限額です。） |
| 必要書類 | <input type="checkbox"/> スイッチOTC医薬品に係る領収書 <input type="checkbox"/> 一定の取組の証明書 ※予防接種の場合は、その領収書（原本）または予防接種済証 ※特定健康診査の場合は、結果通知表（写し、結果部分黒塗り可） または、特定健康診査を受診したことの証明書 |
| 留意事項 | セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、現行の医療費控除を受けることはできません。 |

健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことの証明について

セルフメディケーション税制では申告に際して一定の取組を行い、それを証明するための書類が必要となります。主な証明書は以下のとおりです。別紙のフロー図も併せてご確認ください。

- ① 大田区国民健康保険特定健康診査（以下「国保特定健診」といいます。）の結果通知
- ② 予防接種の領収書・接種済証
- ③ 大田区が実施するがん検診の領収書又は結果通知表

国保特定健診を受診した方（もしくは国保特定健診の代わりに人間ドック受診助成の交付決定を受けた方）で、①～③いずれの証明書もお持ちでない場合は、国保特定健診等を受診したことの証明書を無料で発行します。下記の申請方法をご確認ください。

申請方法

必要書類を同封の上、下記送付先へ郵送してください。

必要書類

申請書

ホームページからダウンロードすることができます。

本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等、顔写真付身分証明書のコピー

返信用封筒

封筒に住所・氏名を記入し、82円切手を貼ってください。

委任状

申請者が代理人の場合は必要となります。家族であっても委任状は必要です。

送付先・問い合わせ先

〒144-8621 大田区 蒲田5-13-14

大田区 国保年金課 管理係 【区役所本庁舎4階25番窓口】

注意事項

- 国保特定健診を受診してから3ヶ月程度経過しないと証明書は発行できません。
- ご使用になる前に、1週間程度の余裕をもって交付申請をしてください。